平成２９年（フ）第２８号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目９番35―701号
債務者　手柴真由美
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６４号
福島県郡山市亀田２丁目27番13号　県営住宅03棟203号
債務者　森浦　　明
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
神戸市兵庫区荒田町１丁目２番８号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町１丁目２番９号
債務者　**廣**野　昭三
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５号
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目21番11号、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡門川町西栄町２丁目４番17号
債務者　水永　直樹
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第７号
宮崎県日向市大字財光寺3445番地12　木原住宅４―17
債務者　寺原　清子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第７５０号
神奈川県平塚市岡崎5454番地の５　グリーングラス101号
債務者　大和田和昭
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２５号
熊本市東区西原３丁目２番９―305号　託麻団地、前住所熊本市北区龍田弓削１丁目15番55号　パークサイド201
債務者　藤井　　彩（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２６号
熊本市中央区九品寺１丁目１番12―503号、前住所熊本市中央区九品寺１丁目14番５―405号
債務者　田丸明日美
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９４号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分147番地４　セレーナＢ204
債務者　菊地　　亮
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２０２号
広島県福山市瀬戸町大字長和1130番地　３―１
債務者　大場　律子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第６号
広島県福山市南蔵王町６丁目14番37号ウィンディア南蔵王Ｄ201、住民票上の住所広島県福山市走島町153番地２
債務者　村上　明美（旧姓立間）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４５６号
熊本市東区小山５丁目31番５号、前住所熊本県菊池郡菊陽町大字原水1139番地13　ガーデンシティ緑ヶ丘　Ｂ―２
債務者　古澤　孝志
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５３号
青森県平川市苗生松下東田151番地、旧住所埼玉県朝霞市溝沼７丁目４番６号　ボストンハイツＡ101号
債務者　小田桐正規
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第６８８号
神奈川県小田原市飯田岡593番地
債務者　中野木綿子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３号
神奈川県秦野市渋沢２丁目27番３号　レオネクストあかつき　102号
債務者　阿部みゆき
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２２７号
和歌山市栄谷117番地　コーポ20―Ｂ108号、住民票上の住所和歌山市栄谷300番地　コーポ川原崎205
債務者　貴志　知世
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係